

令和4年9月 太子町農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年9月8日（木）午後1時30分～午後1時50分

2. 開催場所 太子町役場3階 第1会議室

3. 出席委員：1番 吉田委員 2番 松井均委員 3番 松井登志文委員
4番 松本委員 5番 中辻委員 6番 中尾委員
7番 三浦委員 8番 植木委員 9番 内田委員
10番 早瀬委員 11番 小路委員 12番 内藤委員
13番 川端委員 14番 五十川委員 16番 谷内委員
17番 金谷委員

4. 欠席委員： 角田委員

5. 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件

6. 事務局職員

事務局長 木下 明紀
事務局 仲村 将樹
高木 俊秀

7. 署名委員

小路委員 内藤委員

8. 議事録

【事務局長】

ただ今より、令和4年9月の定例会を開会します。

それでは、会長より、ご挨拶をいただきます。

【会長】

【あいさつ】

【事務局長】

ありがとうございました。

(本日、角田委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。) 出席委員は17名中16名で、定数に達しておりますので、本日の定例会は成立しております。それでは太子町農業委員会に関する規程第6条により、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事録署名委員について、私から指名いたします。

小路委員、内藤委員 よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。なお、議案書を事前送付しておりますので、コロナ対策も兼ねまして、スムーズな議事の進行に、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件は1件です。議案書の1ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は植木委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいたします。

【植木委員】

8月24日に事務局と現地確認しました。

場所は、板屋橋浄水場から約100m北側の農地で、現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、ぶどう塾出身で新規就農者の借り手が農地中間管理機構を通じて、農地を相続したが遠方にお住まいで管理できずに困っていた貸し手と利用権の設定をされるものです。以上です。

【会長】

議案第1号について何か質問はありませんか。

【谷内委員】

借り手は箕面市から通われるのですか。

【事務局】

ゆくゆくは太子町に引っ越し予定です。

【会長】

他にございませんか。

無いようですので、議案第1号について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

それでは議案第2号について、事務局より説明を求めます。

議案第2号の1番の譲受人が三浦委員のご兄弟であるため、退席願います。
(三浦委員退席)

【事務局】

議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件は3件です。議案書の2ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は、金谷会長にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【会長】

8月25日に事務局と現地確認しました。

場所は、鹿向谷大橋から約200m東側の農地で現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

本件は、隣接農地で耕作されている譲受人が、今回、譲渡人から所有権移転されるものです。

【会長】

議案第2号1番について何か質問はありませんか。

【質問対応】

他にございませんか。

無いようですので、議案第2号1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

(三浦委員着席)

【事務局】

続きまして、議案書の2ページ2番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は、川端委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【川端委員】

8月24日に事務局と現地確認しました。

場所は、葉室橋から約200m南側の農地で現在は草が生えている状態です。以上です。

【事務局】

本件は、農地を相続したが遠方にお住まいで管理できずに困っていた譲渡人から隣接農地で植木生産を行われている譲受人が、植木拡大のため所有権移転されるものです。

続きまして、議案書の2ページ3番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は、谷内委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【谷内委員】

8月29日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子カントリー倶楽部入口から約150m北側の農地で現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

本件は、親族の方が太子町で住まれており、農地を探されていた譲受人が、農地管理に困られている譲渡人から所有権移転されるものです。予定作物は、みかんと野菜です。以上です。

【会長】

この案件につきましては、8月定例会でも同じ場所で申請が出されましたが、都合により取り消され、今回別の譲受人で再度申請されております。

譲渡人も不安ですので、許可書と引き換えに念書をいただくことにしました。

念書の文面を申します。

太子町農業委員会会長 様

私は、下記の事項を遵守することをお約束いたします。

1 このたび農地法第3条に係る許可申請で取得いたしました太子町大字畑510番・511番・512番・513番1・196番2の農地については、将来にわたり農地以外の用途には使用いたしません。

2 上記土地において、草刈りなど維持管理をいたします。以上です

議案第2号について何か質問はありませんか。

【質問対応】

他にございませんか。

無いようですので、議案第2号の2番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第2号の3番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

次に、その他案件として事務局より何かありますか。

- ・農地パトロールについて
- ・大阪府農業委員大会開催について（１０月１８日）
- ・太子町農業委員会研修について（１１月開催）

他にございませんか。

それでは、本日の案件はすべて終了しました。

次回の定例会は １０月７日 金曜日

時間は午後１時３０分からこの場所で開催します。以上で、９月の定例会を閉会します。

署名委員

署名委員